

東アジアの経済発展と日本の経験

——世銀レポート *The East Asian Miracle* をめぐって——

伊藤 修

目次

- 一 はじめに
- 二 世銀レポートの基本的内容とスタンス
- 三 オースドックスな基礎的条件整備
- 四 選択的介入政策の評価
- 五 制度的基盤
- 六 「文化的背景」の問題

一 はじめに

東アジア地域は、急激な経済発展を実現し、また継続しつつある点できわだっている。もちろんこの地域の中にも、

フィリピン、カンボジア、ラオス、ミャンマー、北朝鮮（正式には朝鮮民主主義人民共和国）など、顕著な経済発展がみられないか、まだ端緒がうかがわれるのみの段階にであったり、あるいは経済状況がかえって悪化している国が含まれる。また、日本、いわゆるアジアNIEsの「四頭の虎（フー、タイ、ライオン、ドラゴン）」、ASEAN諸国というように、急速な成長局面を開始した時期が大幅に異なる諸グループから構成されてもおり、さらに各国ごとの経済のあり方の差異も大きい。したがって、この地域の諸国の経験を完全に共通のものとして取り扱い、単一の「東アジア・モデル」およびその経済発展の要因を求めようとすることには、十分に慎重でなければならない。しかしそのことを確認した上で、なんらかの共通パターンが抽出されるかどうかを検討することには、少なからぬ意味があると思われる。

こうした中で、世界銀行 The World Bank（正式名 The International Bank for Reconstruction and Development, IBRD、国際復興開発銀行）から、*The East Asian Miracle: Economic Growth and Public Policy* と題するレポートが一九九三年に公刊され、翌年には邦訳も出版された⁽¹⁾。以下ではこれを「世銀レポート」と呼び、邦訳版をリファアすることにする（引用ページは邦訳版のもの）。なお、邦訳版の監訳者でもある白鳥正喜氏によって簡にして要を得た要約とコメントが与えられている⁽²⁾ほか、レポートをめぐる言及はすでに数多く行なわれている。

世銀レポートは、検討の対象として八か国・地域（日本、韓国、台湾、香港、シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア）をとりあげ、HPAEs (High Performing Asian Economies) と呼ぶ。この八か国の一九六〇年以降の成長率（一人当たり実質GNP平均成長率）は、東アジアの他の地域やOECD諸国の二倍、南アジア・中東・ラテンアメリカの三倍、サハラ以南アフリカの二五倍にも及んでいる。その結果、アンガス・マディソンの推計した一九八五年米ドル換算での一人当たりGDPでみて、韓国・台湾などの東アジア諸国は、一九五〇年には南アジア・アフリカ諸国と同じく四〇〇〜八〇〇ドルのレベルにあったにもかかわらず、その後の四〇年間でこれらに数倍から十数倍に及ぶ大差をつ

け、先進諸国に迫った⁽³⁾。

そしてレポートは、HPAESの個別事例を検討した上で、各国に共通するパターンの抽出につとめている。対象国の範囲が広いこと、とりあげている問題領域があるていど包括的であること、個別事例をふまえない抽象的一般論ではないこと、こうした点で筆者は世銀レポートを高く評価したい。このような膨大な作業は個人や小グループの手によつては困難である。レポートでは、世銀内部に組織された多くの国の出身者からなるチームが分析にあたり、さらに対象各国の政府機関や多数の研究者がこれに協力した。この点に高い価値がある。またレポートの焦点は、その副題にもあるとおり経済発展と政府（政策）の役割に当てられている。このことも好適である。なぜなら、政策の意図と結果という窓を通して経済発展の諸要素を広く観察することができ、また有力ではあるがかなりのバイアスをもつ二つの両極端の考え方——いわば「市場万能主義」と「政府主導成長論」——の当否を検討することが可能だからである。

右の二つの考え方は、特に最近において重要なテーマとなっている。このうち「市場万能主義」は、世銀自身とIMFとが従来保持してきた立場であり、それにもとづいて旧ソ連・東欧のいわゆるTSES (Transforming Socialist Economies、市場経済移行中の旧社会主義経済) に対し「ショック・セラピー」が勸奨ないし指示されたし、同様に累積債務をかかえた中進国・発展途上国に対して厳しい引き締め・自由化策が迫られた。この立場は、現実を分析した結果として得られたものであるよりも、事前[・]に確信されている信念という面が強い。新古典派経済学がそれに対応する理論体系である。一般的にいえることであるが、もし事前の信念の保持の方が客観的分析に優先し、事実が歪められるとすれば、経験科学の方法として本末転倒であろう。一方「政府主導成長論」は、日本をはじめとする東アジア諸国の発展に注目することから始まり、賞賛しつつ成功の要因として強調するか、あるいは批判の対象にするかに分かれ

る。こちらは一定の分析の結果として主張されるものであるが、問題はやはり事実との合致いかんにある。さらに、今回の世銀レポートのスタンスは、のちにみるように世銀の従来の立場を一定でいど修正し、なるべく厳しく限定した上で政府の役割を認めようとするものになっている。このスタンスの評価もまた事実との対応に依存する。なお、実は世銀内部にレポートの立場への批判もあるようであるが、そうしたインサイド・ストーリーはここでは問題にしない。

こうしたことから、ここでは世銀レポートをとりあげ、その分析の要点を整理するとともに、日本の経験として知られる事実との対応を検討する。この種の作業は、他の発展途上国やTSEsへの適用可能性の追求などをその目的として設定することができるが、ここではさしあたり「日本経済論」の豊富化を問題関心とする。すなわち、日本の発展の経験を、東アジア諸国のその中で相対化して見直すということである。今回主な素材とする世銀レポートも、前述のように重要な業績であるとはいえ、まだ手探りの状態で仮説を列挙している段階であり、出発点にすぎない。多くの個別の事実のピックアップとその比較検討という膨大な作業が必要な課題として残されている。その意味で本稿は覚え書きであり、序説である。

以下、二で世銀レポートの基本的なスタンスと内容を総論的にまとめたあと、三、四で経済発展のための政府の役割ないしその成功の条件について、いくつかのカテゴリーに分けた上で検討し、六ではレポートが対象外とした「文化的背景」の問題を考える。

二 世銀レポートの基本的スタンスと内容

1 構成と内容

世銀レポートの構成はよく整理されているとはいえない。ある事項が複数の箇所でも扱われている場合もあり、しかもたとえば、ある箇所では官僚（公務員）や教員の給与水準が優秀な人材を吸引しうるほどに高いと述べながら、他の箇所ではそれは特権的地位をもたらしたり財政圧迫要因となることがないように低いというなど、内容的に相反するものもある。とりあえず、要約の役割を与えられているとみられる「概観」・第一章・第七章によると、レポートの構成ないし内容の概略は次のようなものである。

東アジア諸国の示す特徴　まず、HPAESの示した特徴が整理される。

総括的なパフォーマンスとして、

- ① きわめて急速な成長が持続したこと
 - ② 相対的に平等な分配を伴ったこと
 - ③ 高投資率と急速な資本蓄積、およびそれを支えた貯蓄率の高さ
 - ④ 生産性上昇率の高さ
 - ⑤ 輸出の高い伸び
 - ⑥ 人的資本の水準の初期における高さとその後の大幅な向上
 - ⑦ 人口増加率の低下（人口爆発の回避）
 - ⑧ 農業の生産と生産性の上昇
- がピックアップされる（順序は入れ替えてある）。これらに簡単にコメントしておこう。

まず②については、たとえば日本に関して、OECDに報告される日本政府の所得分配統計は使用しているデータソースに問題があり、その平等さが誇張されているのであって、真実の格差はより大きいことが、専門家によって明らか⁽⁴⁾にされている。こうした問題があるかもしれないが、ラテンアメリカやアフリカなどの諸国と比べて相対的に平等な分配が、しかも急速な経済発展のもとで実現していること自体は、認めておいてよいと思われる。

次に③と④に関して、東アジアの成長は主として(資本と労働の)投入の増加によるものであり、旧ソ連・東欧のかつての「外延的拡大」と呼ばれたものと同質であって、遠からず限界に逢着するであろうとの主張がある⁽⁵⁾。しかしながら世銀レポートは、HPAESの中にも投資(投入)主導型成長の国(インドネシア・マレーシア・シンガポール)と生産性(上昇)主導型成長の国(日本・韓国・香港・台湾・タイ)といった差がある(五九ページ)という留保をつけつつも、全体として③と④の事実を確認しており、投入と生産性の双方が成長要因になったと考えておいてよいであろう。なおピーター・ペトリは、現在の東アジア諸国の投資率・貯蓄率はきわめて高いが、成長の初期にはそうであったわけではない(たとえば韓国・シンガポール・インドネシアの一九六〇年代の貯蓄率は低く、外資に依存した)ことを指摘している⁽⁶⁾。このことは日本についても同様で、高成長とともに上昇がみられたのである。

ところで、右のような成長要因分解ないし成長会計の方法により、通常の経済分析の枠組みの中で東アジアの高成長も説明し尽くされ、さらに課題となるべきものは何もないとする主張が(おそらく主として強硬な新古典派の立場から)行なわれることがある。しかし、これは問いの次元が違うというべきであろう。もちろん要因分解のレベルでは起きるべくして起きた成長であることが確認されるのだが、いわば一段「深い」次元で、それらの要因の実現を可能にした基盤が問題にされるのである。世銀レポートもこの領域の分析に踏み込む。そのさい、基盤のうち客観的観察がより容易な、政策と機構の問題を対象を限定する。

レポートの分析は、インフレ率の制御などのオーソドックスな基礎的条件整備に関わる政策の領域、有効な官僚機構などの制度的基盤の領域、いわゆる産業政策などの政府による積極的な選択的介入政策の領域、という順序で行なわれているが、以下では論旨の明確化のため後二者の順序を入れ替える。

オーソドックスな基礎的条件整備 世銀レポートが東アジアの成長への中心的な政策的貢献とするのは、新古典派的な立場からも十分納得できるオーソドックスな市場メカニズム内の政策である。次の六項目があげられる。

- ① インフレの抑制と、競争力を保ちうる為替レートの維持
- ② 効率的で安定的な金融システムの維持
- ③ 価格の歪みの創出の抑制
- ④ 海外技術への開放
- ⑤ 人的資本の育成
- ⑥ 農業へのマイナスのバイアスの抑制

まず①と②において最大限に強調されているのはインフレ抑制というマクロ面での前提である。それは国際競争力を保ちうる為替レート水準を維持し、人々の貯蓄を引き出すほか、さまざまなインフレの害悪を回避する。ついで③ではミクロ面で介入を排し、市場に任せることを強調する。ようするに東アジアは基本に忠実だったのである。

選択的介入政策 次に、政府による積極的な市場介入として三項目をあげる。

- ① 特定産業振興政策（狭義の産業政策）

- ② 金融抑圧（人為的低金利政策）と政策金融
- ③ 輸出振興政策

これらがすべて有効であったといっているのではない。①②については消極的な評価が与えられており、逆に強く推奨されているのは③である。

制度的基盤

市場内的政策にせよ介入政策にせよ、その主体となる政府機構が有効に機能するという制度面での前提が必要であり、その点に関して東アジアで目立つこととして次の二点があげられる。

- ① 有能で特定利害から隔離された官僚機構
- ② 審議会制度の効用

2 基本的スタンス

さきに触れたように、経済開発に関する現在の主要な考え方の潮流を形づくっているのは、市場万能主義（強硬な新古典派的立場）と政府主導成長論（修正主義あるいは構造主義派と呼ばれる）である。従来の世銀およびIMFのスタンス——両者がワシントンDC北西部一九ストリートにあるところから「一九丁目の規範」(19th Street Paradigm)と呼ぶのだそうである——は、明らかに前者に属す。もともと当初からそうだったのではなく、かつては世銀も政府のリーダーシップによる開発のためのインフラストラクチャ整備を支援したが、「政府の失敗」の事例を厳しく否定的に評価することになり、一九七〇年代後半から右の路線を明確にしたのだといわれる。⁽⁷⁾

一九九一年の『世界開発報告』(World Development Report)以来、世銀は自らの立場を「市場に友好的なアプローチ」

(market-friendly approach)と呼び、「新古典派の見方を拡大」したものの、あるいは新古典派と修正主義派の「中間」だと位置づけている。それはもちろん、政策も市場メカニズムを最大限重視すべきで、逆らったり歪めたりしてはならないとの基本に立つ。ここで具体的に政策として重要だとされるのは、マクロ的安定の維持、競争的環境の確保、対外的開放の維持、人的投資の四つであり、前の三つはやはり fundamentals を正しく保持すること、つまり基礎的條件整備を意味している。

今回のレポートが採用したのは「機能的アプローチ」(functional approach)であると自称されている。それは「市場に友好的なアプローチ」を踏襲しつつ、この間の東アジアの急成長の事実を受けとめて、限定的に選択的介入政策の効果も認める。すなわち東アジアは、国と時期により多様な「基礎的政策と選択的政策の組合せ」によって成功したといい、「単一の東アジア・モデルは存在しない」「むしろ八つのHPAESは……それぞれ異なる政策を採用し、状況に応じ変化させ」た(三三二ページ)と述べている。国と時期によって異なった政策のタイプが採用されたという点で柔軟であって、その中のきわめて限定的な場面で選択的介入の導入の成功がみられ、終始その基本にはオーソドックスな市場指向の政策が置かれていた、と捉える。

なお付け加えておくと、このような見地に立てば、当然ながら市場に任せておくべき分野とそうでない分野との分類が必要になる。この点に関し、三以下の議論の本筋に入っていない事項として次のことに言及している。労働市場は市場に任せて介入しないのが適切な分野であり、また東アジアではそれを実行したため市場が柔軟であったこと。これに対して資本(金融)市場や輸出市場などは、なんらかの介入が必要であるか望ましい場合がある分野であること。また分配の公平のために、教育の普及、土地制度の改革、中小企業支援、住宅供給(香港・シンガポール)が効果的だったことである。ただし最後の点については、TSEsなどへのインプリケーションを考えたとき、累進的所得税を

軸とする再分配に向けた税制の整備の重要性が強調されるべきであろう。

3 暫定的コメント

右のようなアプローチが新古典派的ドグマを一步も出ないものなのか、それとも修正に踏み出しているのかは、微妙な問題である。第一に、原則的なアプローチとして場合によっては積極的政府介入の効果を認めると宣言すること、具体的な分析がどのように行なわれているかは別のことである。第二に、標準的なミクロ経済学の教科書にも、公的介入を必要とする場合の根拠として「市場の失敗」の議論がすでにあるのであって、それを可能性として認めるかどうかよりも、どのていど重要視するか、公的介入を要するほどのものとして実際のケースを評価するか否か、ようするに「程度」が問題である。

筆者の評価では、レポートは従来の世銀のスタンスからの一定の修正に踏み出しているといつてよいが、意識的・無意識的なバイアスが依然強く残っている。ただし日本の経験からみて、その「総論」的な立場——政府の主導性の過大視は避けるべきであり、市場の働きを中心にして理解できる部分がひじょうに大きいというもの——には大筋賛成できる。

このほか、佃近雄が、世銀レポートには「制度づくり」(institution building)という政府の重要な任務についての言及が欠落していると指摘している。⁽⁸⁾ 佃によれば、たとえば一九世紀日本のような初発段階において、市場が円滑に機能するための不可欠の前提となる制度やルールの整備が重要であり、その主なものには所有権制度の明確化、商業法規(特に契約法)、企業の参入・退出に関する明確なルール、信頼度が高く効率的な金融制度、自然独占の管理、弱者保護のための社会制度がある。筆者もこの指摘に賛成であり、またそれは旧社会主義経済の移行過程などにも当てはま

る。さらに次のように付け加えたい。主に量的な拡大を扱う経済成長 (growth) 論に対して、質的な側面も含めて取り扱う経済発展 (development) 論の観点からみると、近代的経済発展へのテイクオフは、広く多様な要素から成り立つ。このきわめて広い意味でのインフラには、交通・通信手段のような物的なものや明示的な制度にとどまらず、契約履行、時間厳守、最低限のチームワークといった社会的慣習やモラルに属すものも含まれ、したがって狭義の経済政策以外にも幅広い政府の任務があると考えるべきである。

また、朴宇熙は「歴史的背景」の重要性を指摘する。⁽⁹⁾ 朴によれば、アジア NIEs の急成長が実現した時期には、ベトナム戦争や石油ショック、ついで《開放された米国市場への NIEs の輸出——日本から NIEs への資本財等の供給——日本による米国経常赤字のファイナンス》というトライアングルの成立、といった特定の国際的・歴史的条件があったことが重要である。P・ペトリもこうした条件として、急成長期の東アジア諸国はその規模がまだ小さいがゆえに「許容」されたこと、たとえば対日輸出制限が NIEs にチャンスを与えた面があることなどをあげる。⁽¹⁰⁾ これに対して白鳥正喜は、むしろ世銀レポートはこうした特定の歴史的条件を過度に強調することによって、東アジアの経験には普遍性がないとする「狭すぎる結論」を故意に導いていると批判する。⁽¹¹⁾ (一般に日本の政策担当関係者には、世銀レポートでは産業政策などの評価が低すぎるという不満があるようである)。いずれにせよ、こうした歴史的条件はきわめて重要である。

最後に、以下の具体的考察の前提として、政府介入が必要とされる根拠に関する理論としての「市場の失敗」(market failure) について、できるだけ広い視野からあらためて整理しておきたい。

市場は、基本的に効率的な資源配分を実現するが、所得分配の衡平の問題を残すほか、「市場の失敗」と呼ばれる次のようなケースにおいて資源配分の歪みを生ずる可能性をもつ。

まず、さきに見たような市場が機能するための前提条件が創出されていなければならない。

その上で、なんらかの点で「完全競争市場」の条件が満たされない「広義の市場の失敗」、および市場が十全に機能する条件があつてなおかつ資源配分の歪みを生ずる「狭義の市場の失敗」として、次のような種類があげられる（なお以下の項目は相互に完全に独立ではない場合を含むが、カテゴリーとして区分して列挙する）。

- a 独占・寡占等が存在し、すべての主体がプライス・テイカーでない場合
- b 参入・退出が完全に自由でない場合
- c 規模の経済の存在（費用逓減産業）
- d 情報の不完全性
- e 取引費用の存在
- f 公共財の供給問題
- g 外部経済効果の存在
- h 動学的（長期的）資源配分問題と不確実性の存在

これらを通じて、非介入が最適ではないケースの可能性を理解することができる。たとえば、dの問題に対処して金融制度に介入した方がよい場合（開発銀行の設立など）、gやhの問題に対処して特定産業を育成することが効果的な場合（その産業の成長が市場経由で他産業にプラスの影響を及ぼす、知識の波及をもたらす、現在の幼稚産業の将来的な有望性を実現させる等のケース）などである。ただし、すでに触れたように、問題は具体的なケースにおける介入の必要の程度にある。以下では右のことがらを念頭に置きながら、世銀レポートの分類に従ってその論旨を確認し、それぞれにコメントしていくことにしよう。

三 オーソドックスな基礎的条件整備

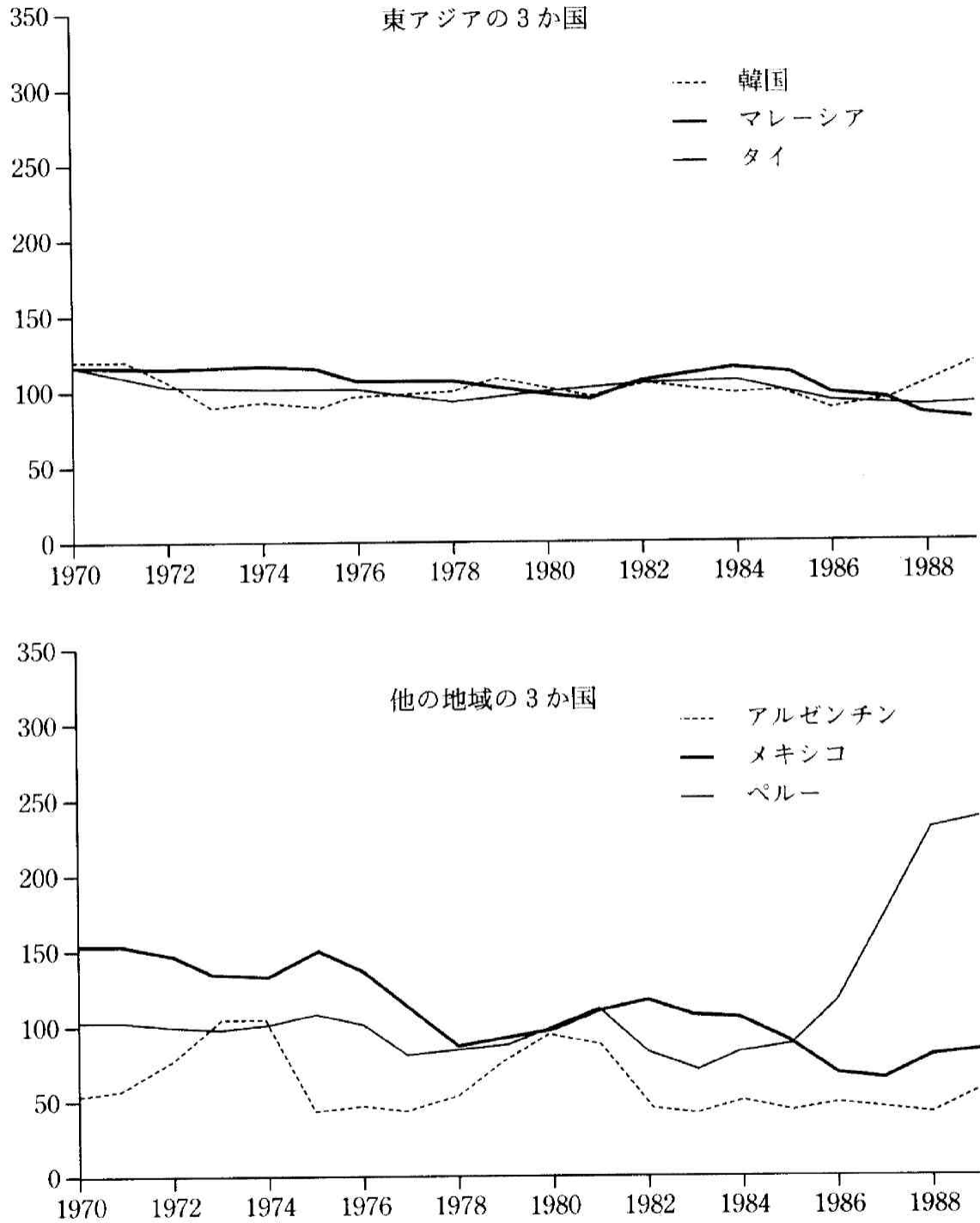
1 インフレの抑制と競争的為替レートの維持

まず最も強調されているのは健全なマクロ経済運営であり、特にインフレの抑制である。世銀レポートは、これまでの経験によればインフレがおよそ年率二〇％を超えると顕著な害悪が生ずるため、それ以下に抑え込むのが肝要だとしてい

る。インフレの害悪は価格のシグナル機能を攪乱することにある。まず価格上昇の不均等性から相対価格の歪みが生ずる。実質金利や為替レートが成長を阻害する水準に至る場合がある。レポートは特に為替レートをとりあげる。図1は東アジアの三か国と中南米の三か国の実質為替レートの推移を対比しているものであるが、中南米三か国での大幅な変動に対して、東アジア三か国のそれは（この間あるていどのインフレを経験した韓国を含めて）安定的だったことが示されている。また、大幅な価格変動は、それ自体将来の不確実性を強めて投資を萎縮させたり、実質課税水準の上昇（taxflation）をひきおこす可能性がある。

東アジア諸国はおおよそこれらの害悪を回避することに成功し、そのキイポイントは財政赤字の爆発の抑制（財政規律）にあった。対照的な失敗例においては、過大な規模の所得移転、補助金、公共部門の雇用、非効率な公営企業の肥大などを伴って財政支出の膨張がおこり、それが既得権の固定やレントシーキング活動を誘発して悪循環に陥ったことが指摘されている。したがって財政規律の保持は、単純な金額的抑制の問題にとどまらず、社会構造全体に関わる規律を要するといえる。その点で、東アジアの「成功」も決して容易に達成されたものではなく、各国・各時期ごとにさまざまな苦闘の結果であったことが忘れられてはならないであろう。

図1 実質為替レートの推移



(注) 各国について1980年を100とする。

(出所) 『世銀レポート』(邦訳版) 116 ページ。

この項に関して戦後日本の経験を考えると、一ドル＝三六〇円のIMF固定相場制の継続は明らかに重要な成長の環境要因を提供した。それはもちろんインフレの限定の結果であったが、逆にまたそのためのマネーサプライ・コントロールは、固定レート制を前提として、外貨の制約(天井)に迫られた半ば「ルール」的な引き締め発動によって規律づけられた。財政規律も均衡財政主義の「ルール」のもとで保たれ、それを可能にしたのは大蔵省のパワーの強さであった。⁽¹²⁾

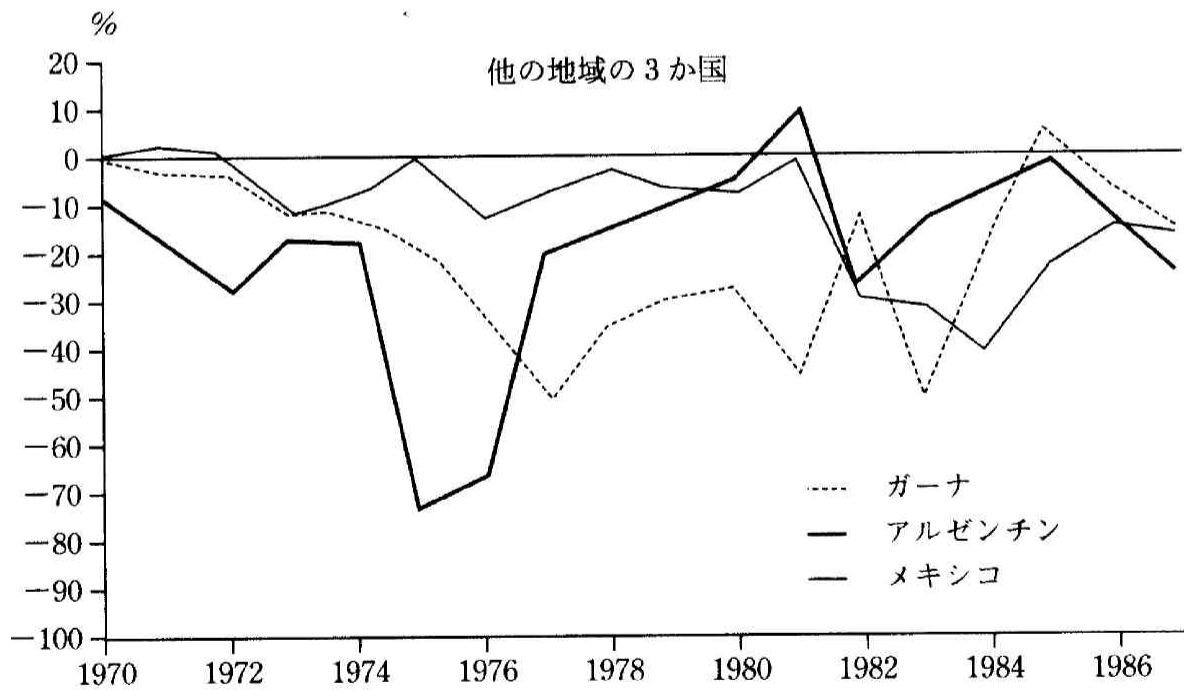
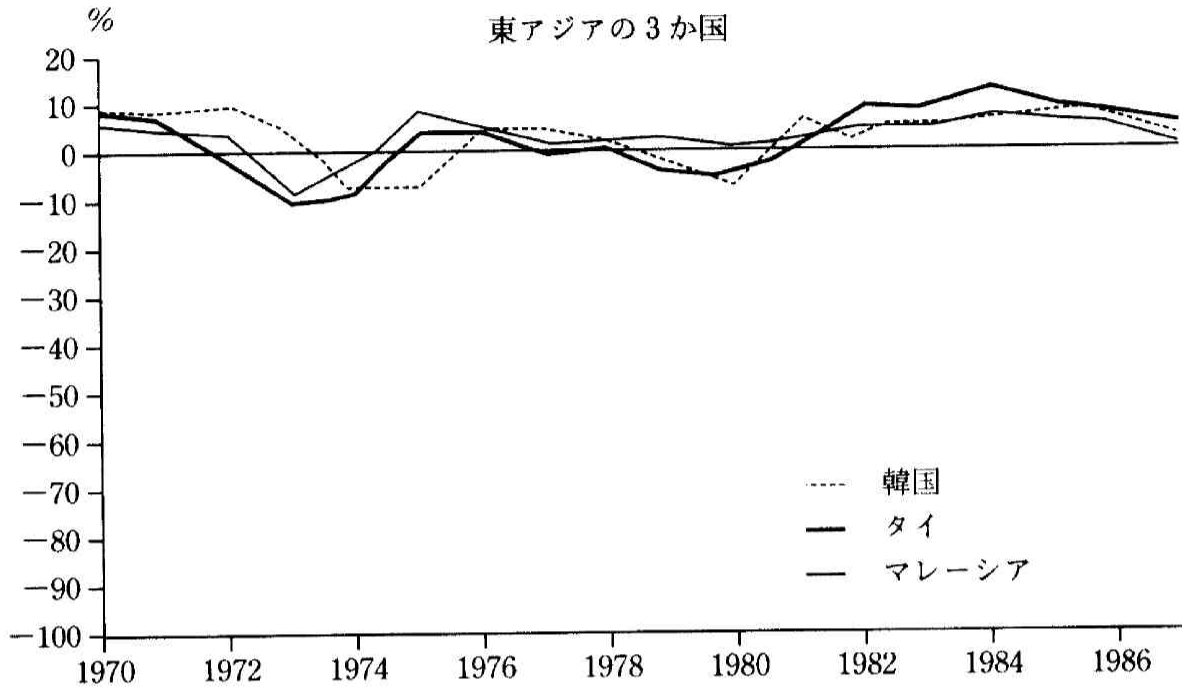
2 金融システムの維持

金融システムについては二点が指摘される。

第一は、またもインフレの抑制というマクロ面の健全性であって、それが実質金利を安定的に、かつ若干なりともプラスの水準に保つことが強調されている。そのような実質金利は国民の貯蓄を引き出す前提であり、企業にとって借入利子の安定をもたらす。預金金利と消費者物価指数をベースとする実質金利の推移を示した図2をみよう。東アジア三か国がゼロの近辺、おおまかにいえば若干のプラス水準を保ったのに対して、他の地域の三か国のケースでは大幅な変動、しかもあるていどの期間にわたる大幅なマイナスの実質金利の継続が示されている。これはもちろん悪性のインフレによるものである。急速な成長がしばしばマイルドなインフレのもとで生ずるのも経験的な事実だといえ、右のような事態が成長を阻害するのは確かであろう。

ここで戦後日本における実質金利の推移を確かめておこう。図3は、前図に合わせて、一年定期預金の名目金利、消費者物価上昇率、およびこれらをベースにした実質金利を描いたものである。まず名目預金金利は長らく規制のもとに置かれてきたが、一九七〇年代初頭までの硬直性は驚くべきものであった。すなわち一九五〇年代には六・〇%、

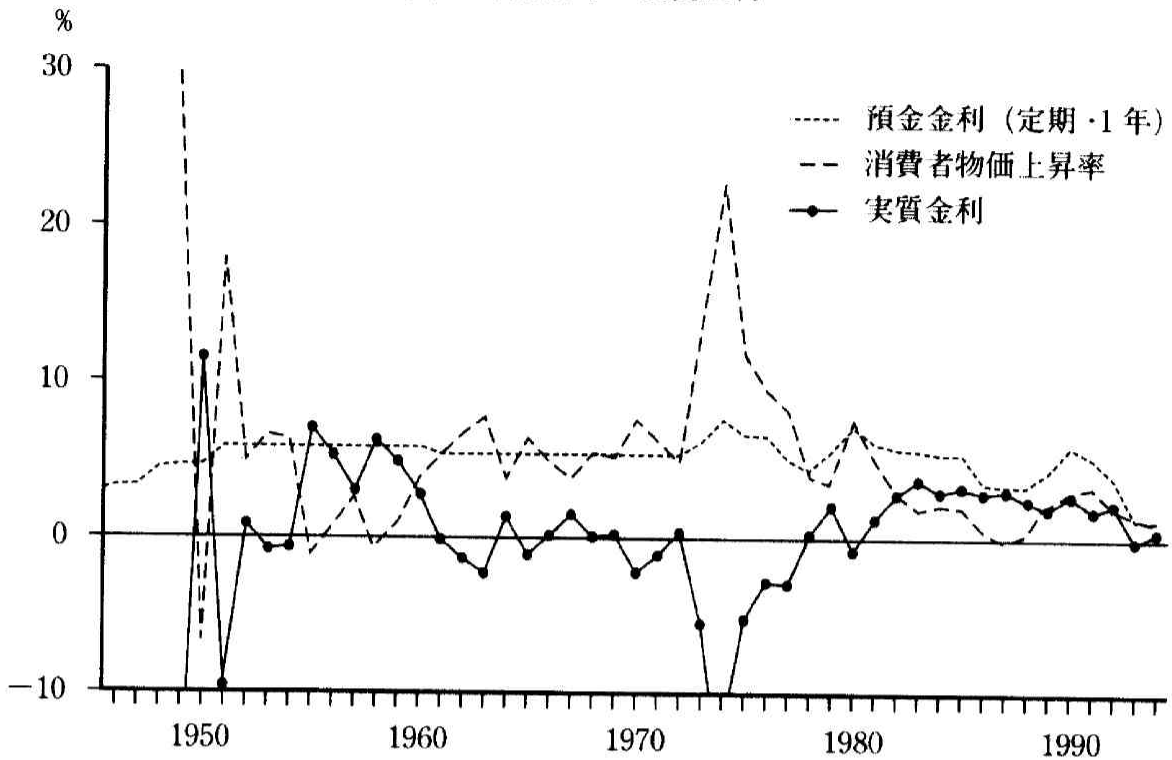
図2 実質金利の推移



(注) 預金金利を消費者物価指数でデフレートしたもの。

(出所) 『世銀レポート』(邦訳版) 113 ページ。

図3 戦後日本の実質金利



(データ) 日本銀行『経済統計年報』, 総務庁統計局『日本長期統計総覧』

六〇年代には五・五%でまったく変更がない。その後七〇年代から変更が行なわれるようになり、八〇年代以降自由化が進められる。一方、一九四九年まで悪質なインフレが続いていたため実質金利は大幅なマイナスであり、この時期の貯蓄率はマイナスかきわめて低い水準にあった。一九五〇年代に入るとインフレ率は5%以内になり、落ち着き、実質金利はプラスとなる。この時期に貯蓄率は上昇していく。驚くべきは六〇年代以降の事実であって、インフレ率が名目金利をしばしば上回り、したがって実質金利もしばしばマイナスとなる。ならば若干のマイナスである。七〇年代には「狂乱物価」が発生し、実質金利は大幅なマイナスを続ける。ところがこの間に貯蓄率は上昇して国際的に高いものとなり、「狂乱物価」のさいにも低下せずにかえって上昇したのである。人々の選好は異常に強く将来重視であった(時間選好率が低かった)のであり、そのうえ他に有力な代替的金融資産が存在しなかったため、このような預金が保有されたことになる。また、マイナスの実質金利が一定以上の期間にわ

たつて続かなかつた（七〇年代の五年間が最長）ことが、おそらく最低限のサポート要因であつたらう。この意味で、戦後日本の経験における実質金利は、消極的な最低限の条件を提供したにすぎなかつた。なお八〇年代以降は実質金利がプラスになるが、この時期に預金の低金利に対する不満はかえつて強まつたのであつた。人々の関心は名目金利にあつたこと、すなわち（一定の期間内においては）「貨幣錯覚」は強烈であつたことが示される。

金融システムに関する第二の条件は、信頼に足る安全な銀行を軸とする金融制度の創出と維持である。こうしたミクロ面の安定のために、東アジア諸国では一般に強い規制が行なわれた。それは競争制限を広範に含み、当局の裁量性が強いという共通面をもつ。そして安定性の最終防衛線は救済合併という手段であつた。またこれらを補足するものとして、零細貯蓄を吸引する郵便貯金制度と、戦略的資金供給を担当する開発銀行の存在が指摘される。

このようなシステムが高成長局面で採用しうる一つの選択肢であることは間違いないであらう。とはいえ他に代替的な体制がありえないかどうかは明らかではない。また、先行する事例としての日本が、高成長局面を終えた時代であるこんにち、右のシステムの限界を露呈していることは特記されなければならない。このシステムは、一時期においては安定を維持し高成長をサポートするとともに行政コストを低めるといふ意味で効率的であつたが、いまや不正と不透明性を問題にされるのみならず、金融機関の全般的保護路線を維持する場合の破綻処理コストの高さを直接に示すことによつて、改革を必須のものとしているのである。

3 価格の歪みの抑制

第三に、価格の歪み、すなわち政府介入Ⅱ価格統制による市場価格体系の変更を最少限に抑えることがあげられる。これは、重要な政策というより、政策を実施しないことの重要性の主張であつて、新古典派的経済観の核心をなすも

のである。レポートでは、価格機構への不介入によって、資源配分が労働集約部門から資本・知識集約部門へと比較優位構造の変化に沿って円滑にシフトしたこと、そのためのポイントとして国際価格とのリンクを保ったことを、特に強調している。

右の点は、これと対極的な経験の「失敗」と対比することを意識して、とりあげられていると思われる。すなわち旧ソ連・東欧型社会主義経済と強い輸入代替戦略をとった諸国がそれである。両者とも、価格への介入は生産数量体系（産業構造または資源配分）への介入の志向と固く結びついているので、他の政策項目にも関わり、検討すべき事項は広い。さしあたりここで旧社会主義経済にのみふれておくと、その評価は発展段階によって区別されるべきである。重化学工業の先行的育成重視、「生活必需物資」の低価格維持の体制は、冷静にみて、全過程を通じて失敗だったとはいえ、およそ一九五〇年代までは顕著な成果を上げた。それが問題を生ずるようになった基本的な原因は、大衆消費社会といわれる段階に至り、人々の消費需要が無限に細分化しはじめたことによって、中央計画当局が需要情報を把握しきれず、したがって需要に対応した生産の指令が不可能になったことだと考えられる。さらにその後、石油ショックをはじめとする相対価格体系の激変、コンピュータ関連技術の急速な進歩とその汎用化という変化に対応できなかったことが、問題の深刻化を早めたのである。

日本経済も同じような経験をへている。価格Ⅱ生産Ⅱ消費統制は、一九三〇年代末以降の戦時期にとどまらず、戦後も一九四〇年代一杯継続された。極度の物資不足、「強制された輸入代替」⁽¹³⁾（香西泰）を迫られた条件のもとでは、おそらくそれは必至であった。この統制経済は、企業の利潤最大化行動が健在であった点を除けば社会主義経済に近似しており、直面した問題点も同質で、特にソフトな budget constraint のもとに置かれた企業を効率化に向かわせるインセンティブをどう組み込むかが大きな問題であった。⁽¹⁴⁾ 統制はドッジ・ラインのもとで急速に解除されて「正常化」

し、朝鮮戦争による外生的な需要追加という条件も得て高成長に接続していったのであるが、それも統制による復興という前提があった——事実上「中間安定」論が実施された——上でのことである。

このように、価格体系への介入の是非も、どの局面においてかという条件を抜きにして一般的に評価することは必ずしも適切でないと思われる。

4 海外技術への開放

第四にあげられているのは、原則として貿易をオープンにした上で海外技術の導入についても開放を保つことである。ここでも反面教師としてインドやアルゼンチンなどの輸入代替戦略がとりあげられる。すなわち特に資本財の輸入を制限し、独自技術によるその自給をめざしたことは「時期尚早」であって、失敗に終わったというのである。戦後の日本でも、戦時中の技術的遅れをとりもどす圧力もあって技術導入は活発に行なわれた。ただし外貨の割当てを通ずる選択的・制限的導入が行なわれた期間が長く、基本技術の上に加えられた改良は多くが独自に開発されたものであった。ここでも、いかなるカテゴリーの技術導入の開放が焦点であるかという問題がある。

さらに直接投資に対する開放も指摘される。ただし、韓国やインドネシアが外資に大きく依存したのに対し、香港・シンガポール・台湾は借入れ依存的不是という違いを付け加えてもいる。前者にはマレーシアやタイ（そして現在は中国）も加えられるであろうし、また日本は意識的な外資非導入路線をとった——外資導入は政府によって選択され、電力開発・高速道路・新幹線・鉄鋼合理化などに戦略的に限定された——明確な事例である。この点をめぐっては、渡辺利夫が韓国のプロセスを「従属を通じての自立化」⁽¹⁵⁾と性格づけたが、それが本当に実現するかどうかはきわめて重要なポイントであろう。戦後日本の路線も「従属への警戒」の意図から出たものであり、外資の単なる

生産基地で終わることを回避する保証ラインが最低限意識されなければならないと考える。

5 人的資本の育成

次に教育の重視が共通の要因としてあげられる。特に、高等教育を先行させるよりも初等教育にまず重点を置いて「よく教育された労働力」を整備すべきこと、また教育は分配の公平化にも大きく貢献することが強調されている。

これには大筋異論はないであろう。以下の点のみコメントしておくことにする。

第一に、多くは管理的階層に入っていく人々が消費する高等教育の重要性も決して無視されるものではない。そしてその意義は少数エリートを対象とする段階と大衆化した段階とで大きく異なるといっておそらく間違いない。第二に、予算規模もさることながら、教育の内容・質も問題にすべきである。その点で日本の（特に初等）教育では、集団的規律、「訓練を受ける訓練」に重点を置いて経済成長に貢献したが、それが常に肯定的に評価しうる面ばかりをもつともいえない。第三に、教育と公平の関係については、広く社会階層の流動性、リクルートと昇進のシステムのあり方の中で現実のものになる。日本では大観してきわめて流動的な状態が保持されてきたといつてよい。

6 農業に対するバイアスの抑制

最後に、農業に対する下方へのバイアスを抑えた点である。

他のケースでは、工業化の資金を調達するために農業から収奪する構造がみられる。しかし東アジアでは、生産と雇用における農業のシェアは低下したものの、それは同時に農業の生産と生産性自体の上昇を伴った。工業化において、農業は軽視されるべきものではないのである。とりわけ成長初期において農業の発展が重要なことは、日本の経

験でも同様であり、さらにイギリスをはじめとする先事例でも確認されている。⁽¹⁶⁾

政策面では、他部門より重いことが多い農業への課税が低く抑えられたことが重要である。さらに、生産性向上をめざす農業インフラ整備を中心に、財政を通じて所得が地方（農村）に（再）分配され、都市と農村の格差は他の地域に比べて小さく保たれているといわれる（これはあくまで相対的な問題であろう）。ただしこれまでの経験では、一定の段階に達すると農業保護が硬直化して問題になることが多いという点を付け加えておく。

四 選択的介入政策の評価

以上のように、新古典派にも政府重視派にも異論が少ないであろうオーソドックスな政策を確認した上で、世銀レポートは「しかし基礎的政策のみでは全てを説明できない」（五ページ）と述べ、いわゆる産業政策の位置づけの検討に入る。なお、こうした分野の政策を広く展開した韓国（やタイ）のようなタイプと、逆に消極的な香港（やマレーシア）のようなタイプとがあることが付言されている。共通する点は、この分野の政策がマクロ的安定を脅かすようになったときには廃止や軌道修正がなされたこと、その意味で「柔軟」だったことであると述べている。以下では日本の経験に照らしながらみていこう。

1 特定産業振興政策（狭義の産業政策）

世銀レポートのいう狭義の産業政策とは、特定の産業を振興する「前向き」の政策である。これに対して広義の産業政策には、「リスク共有」、共倒れ回避のための仕組みと位置づけられる「秩序ある撤退」措置（不況操短カルテルや協調設備廃棄）などの「後ろ向き」の政策が含まれる。ここでは前者がとりあげられる。

その評価はきわめて否定的である。すなわち、産業政策が産業構造や生産性に有意な影響を及ぼした「証拠はほとんどない」といい、「総じて有効でなく、(他の発展途上国に対して……引用者) 勧められない」と結論する。むしろ、振興の対象とされる産業には国際競争力基準をクリアするという制約が付けられ、産業構造や生産性の変化が「市場順応的」な(市場で自生的に決まる動きに沿った)ものになったこと、介入のコストが限定されていたことは、結果として好ましかったという評価がなされる。以上の論証はさほど精密でなく、やや強引というべきである。

なお日本の経験に触れて、産業政策は、規模の経済のある業種(鉄鋼など)で成功し、ない業種(収穫逓減産業||石炭など)では失敗したと整理している。このような整理は核心を突いていると思えない。「失敗」例として思い浮かぶのは石炭鉱業くらいしかなく、その石炭についても、競争力のある産業として振興しようとしたのではなく、強いられた閉鎖状態のもとでエネルギー自給をめざさざるをえなかったという特殊な事情によるものであり、また「失敗」の理由も収穫逓減だからというより石油への代替という外的事情にあったからである。

それでは「産業政策」についてわれわれはどのように評価すべきか。まず、政策によって特定の産業を思いのままに育成できるのではないという点は、世銀レポートの主張するとおりである。日本の産業構造も大観すれば、要素賦存条件・比較優位構造にしたがって、すなわち「市場順応的」に決定されてきた。戦前そして戦後初期までの繊維を中心的输出産業とした構造は、労働豊富という条件に沿い、それを生かしたのであって、政策的に育成したものはなかった。戦後は、鉄鋼、造船、そしてより付加価値の高い機械へと輸出産業が移行するが、ここでも政策的育成が決定的ではない。一般論としての政府主導型発展の図式は当てはまらず、市場メカニズムが貫徹したといってよい。しかし、これ以上に踏み込んだ立言のためには、いくつかの限定が加えられなければならない。

近代以降の日本において、政府が産業を育成したケースは存在する。

明治期の殖産興業政策がそうである。国営事業として始められたものの一部——ウエイトの大きい鉱業、および製鉄・造船・紡績・製糸・ビール・ガラス・セメントなどの導入技術産業（近代産業）——はのち主として一八八〇年代に民間へ払い下げられた（表1参照）が、そのスタートアップは政府の力によった。事業として失敗した場合でも、ノウハウの波及などの貢献があった。郵便・電信は国営が続けられ、鉄道も一部国営の状態のち一九〇六年に主要民鉄が国有化された。交通・通信など重要なインフラ産業は政府が直接に管理・育成したのである。重化学工業も育成の対象であった。機械工業における国営事業（重工廠）のウエイトは大きかったし、八幡製鉄所の操業開始（一九〇一年）以降の鉄鋼業もそうであった。重化学工業ではその後も事業法などによる保護が行なわれ、戦時期の軍需産業拡充に接続していくから、戦前を通じて育成措置を受けたといつてよい。そして戦時期に大拡張された軍需産業の遺産（設備・人材・技術などのストック）は戦後の重化学工業発展の（半ば意図せざる）前提となった。戦後初期には、石炭・鉄鋼（傾斜生産方式）、ついで「四大重点産業」（石炭・鉄鋼・電力・海運）が振興されたのを中心に、戦時以来の資源配分規制と価格統制（したがって補助金体系）の継続のもとにあった。統制は一九五〇年代には後退するが、貿易制限と外貨割当てのもとで、輸入制限による幼稚産業保護、輸出振興、技術・設備・資本導入の重点化などが図られただけでなく、減免税や金融的優遇の措置がとられた。⁽¹⁷⁾一九五〇年代末ごろから高度成長と競争力強化の展望が見えはじめ、六〇年代に入って貿易が自由化されるに至ると、「産業政策」は後景に退く。むしろ政府の施策の重点は、中小企業、農業、住宅など、いわゆる社会政策的分野や衰退産業保護（ソフトランディング支援）の領域に移るのである。

右の事例から以下のような整理を導くことができよう。

産業構造を左右する決定的要因ではなかったが、政府による産業育成は行なわれた。それは、直接または間接に経済発展に影響を及ぼした。

表1 官業払い下げ一覧

払年 下月	物 件	財産評 価 額	払下価格	払 受 人	条 件
1874.12	高 島 炭 礦	—	550,000	後 藤 象二郎	20万円即納, 残7年賦, 利子6 朱
1882.6	広 島 紡 績 所	—	12,570	広島綿糸紡績会 社	
1884.1	油 戸 炭 礦	17,192	27,943	白 勢 成 熙	1万円払, 残13年賦
1884.7	中 小 坂 鉄 山	24,300	28,575	坂 本 弥 八他	
1884.7	深川セメント		{61,741	{浅 野 総一郎	25年賦
	梨本村白煉化石	67,965	{101	{稲 葉 来 蔵	
1884.7	深川白煉化石		{12,121	{西 村 勝 三	25年賦
1884.9	小 坂 銀 山	192,003	273,659	久 原 庄三郎	20万円25年賦, 他16年賦
1884.12	院 内 銀 山	72,990	108,977	占 河 市兵衛	0.25万円即納, 3.4万円10年賦, 7.25万円5年据置29年賦
1885.3	阿 仁 銅 山	240,772	337,766	占 河 市兵衛	1万円即納, 8.8万円10年賦, 24万円5年据置24年賦
1885.5	品 川 硝 子	66,305	79,950	{西 村 勝 三 磯 部 栄 一	5年据置55年賦
1885.6	大 葛 金 山	98,902	117,142	阿 部 潜	10.3万円15年賦, 1.4万円3年 賦
1886.11	愛 知 紡 績 所	—	—	篠 田 直 方	
1886.12	札幌醸造所	—	27,672	大 倉 喜八郎	
1887.3	紋 龜 製 糖 所	—	994	伊 達 邦 成	
1887.6	新 町 紡 績 所	—	150,000	三 井	
1887.6	長 崎 造 船 所	459,000	459,000	三 菱	1.2万円納付済, 52.7万円即納
1887.7	兵 庫 造 船 所	320,196	188,029	川 崎 正 蔵	
1887.12	釜 石 鉄 山	733,122	12,600	田 中 長兵衛	年賦
1888.1	三田農具製作所	—	33,795	岩 崎 由次郎他	
1888.3	播 州 葡 萄 園	—	5,377	前 田 正 名	
1888.8	三 池 炭 礦	448,549	4,590,439	佐々木 八 郎	100万円即納, 残15年賦 (佐々 木は三井の名義人)
1889.12	幌内炭礦・鉄道	—	352,318	北海道炭礦鉄道	
1893.9	富 岡 製 糸 所	—	121,460	三 井	
1896.9	佐 渡 金 山	445,250	}1,730,000	三 菱	
1896.9	生 野 銀 山	966,752			

(出所) 安藤良雄編『近代日本経済史要覧(第2版)』東京大学出版会, 1979年, 57ページ(小林正彬「近代産業の形成と官業払い下げ」『日本経済史大系: 近代上』324-325ページ等から作成されたもの)。

措置とその効果の大きさや内容は時期によって異なる。育成政策の意味が大きかったのは、初発、戦時および戦後前期であった。したがって局面の限定なしに、一般的に産業政策の評価を行なうことは、日本株式会社論から政策無効論に至る誤った命題に導きがちとなる。

もう一つ重要なのは、必ずしも世銀レポートが想定するように主導的産業ないし輸出産業を育てることのみが政策の目的ではなかったという点である。初発ではインフラ整備、産業のスタートアップ、ノウハウの導入と波及の意味があった。戦前には幼稚産業保護（同時に輸入代替）であり、それによって国際分業の原則に厳密には従わなかった。軍事的・国際政治的観点もあって一定の「ワンセット型産業構造」を確保しようとしたのであるが、戦後に重化学工業化が実現したために結果的には「動学的資源配分問題」に対処したことになった。⁽¹⁸⁾戦後の措置は明らかにポトルネック解消政策であった。こうして、高成長が軌道に乗るまでの産業政策は、「市場の失敗」のさまざまなケースに対処するものを含んだのであり、教訓を引き出すならばより詳細な整理が必要である。こうした諸ケースの性格を一言でまとめると、広い意味での「ポトルネック解消」（一國経済にとっての深刻な弱点の克服あるいは予防）といえるのではなからうか。

なお、こうした政策が有効となりやすいのは、（強制または許容された）閉鎖体制、為替レートの固定または安定（特に自国通貨価値の急上昇の回避）という国際的条件がある場合である。

2 金融抑圧（人為的低金利政策）と政策金融

次に人為的低金利政策（financial repression）と政策金融がとりあげられるが、これも広義の産業政策に含まれるはずのものである。

金融抑圧は日本・韓国・台湾で顕著だったとされる。預金金利を中心とする国内金利を市場均衡水準より低位に規制することにより、第一に超過需要に対する信用割当てを通じて産業政策の手段とし、第二に（低利を支払われる）家計から銀行および（相対的低利で融資される）企業に所得を移転して、企業成長と銀行の安定を実現するものと理解されている。借入れ企業への所得移転があったか否かは、拘束預金を考慮した実効金利水準をどうみるかに依存し、論争の明確な決着はついていないが、筆者は世銀レポートの右の整理で大筋正しいと考えている。

レポートは続けて、こうした低金利政策は、一九六〇年代から七〇年代にとることができた閉鎖体制をはじめとする一定の条件のもとでのみ可能であり有効でありえたと述べ、危険性も高いと消極的に評価している。筆者も、すでに述べたように日本や韓国型の金融システムが普遍的なモデルであるかを疑問とする立場から、この評価に同意する。ただ急成長局面では、放任した場合の均衡金利が異常に高い水準となる場合があり、そのときに一定限度内の下方規制が迫られるという状況は理解することができる。戦後日本の場合もこのようであつたらう。

一方、政策金融についてレポートは、低貸付金利などを通ずる補助金そのものの意味はさほど大きなものではなく、むしろ公的融資が優良プロジェクトを指し示すシグナル効果と有事のリスク引き受けを期待させる保険効果によって、民間融資を誘導する機能の方が重要であるとしている。この見解にも賛同する。

なお、開発銀行をはじめとする政策金融について、それが政府から相対的に独立し、政治からの私的干渉を排除し、基本的に商業ベースに立ってモニタリングを行なうという規律を有していることの重要性が強調されている。これらは日本では当然視されがちであるが、たしかに特筆に値する。実は、ここに指摘されている問題点のほとんどが復興金融金庫には存在していたのであり、その後の政府金融機関の創設にあたっては意識的にその教訓が生かされたのであつた。⁽¹⁹⁾

3 輸出振興政策

これも本来は産業政策に含まれるべきであるが、輸入代替戦略と対比して優れていることを強調するために、独立にとりあげたと思われる。

特定部門の輸出振興の政策手段としては、租税特別措置（減免税）、優遇的信用供与（外貨割当てを含む）が主なものであり、そのさい国際競争力基準を厳守すること、実績に応じた透明な選定を行なうことが重要だとしている。そして、輸出産業が育つためには中間財へのアクセスという条件が必要であり、東アジアの場合、その供給基地としての日本の存在が重要だと指摘する。結局、輸出振興戦略は東アジア諸国のとった政策の中で「群を抜いて成功」したものであり、強く推奨できるとというのが世銀レポートの評価である。

こうした主張に対しては、朴宇熙が、過度に海外市場指向の政策をとったメキシコなどの失敗例もあると反論している。⁽²⁰⁾ 筆者も、すでに述べたように産業政策にはさまざまな種類がありうると考えるため、こうした一元的に強調した主張には賛同しない。

五 制度的基盤

以上にみたような基礎的政策や一部の選択的介入が正しく実施されるためには、有効に機能する行政機構が必要である。世銀レポートではこのことを「制度的基盤」と呼び、官僚機構の優位性と審議会制度の機能をとりにあげている。

1 有能で中立的な官僚機構

有能で中立的な（特定の私的利害と結びつかず、それに左右されることの少ない）官僚・行政制度が必要とされるのは、なによりも「コンテストのレフェリー」としてである。それは競争の確保という死活的なファンダメンタルズの保持の条件となる。ここで「コンテスト（競争）」とは、たとえば輸出振興政策としての優遇金融の割当てにあたり、判定基準である輸出実績をめぐって企業間で行なわれる競争である。それは、限定的な数の主体が参加し、レフェリーたる公的機関が勝敗を判定する点で、無数の主体が市場において消費者に選抜される市場競争（market competition）とは別の競争のあり方だと定義される。当然、レフェリーが有能かつ公正であることが要求されるのである。この点で東アジアの官僚機構には高い評価が与えられている。

優秀な官僚機構が維持されている理由として、世銀レポートは、官僚の採用と昇進において出身階層その他によるコネクションを排した実力主義が貫かれ、高いプレステージが与えられていることをあげ、さらにその社会的背景として「学者を尊敬し、筆記試験（特に公務員試験）を重視する儒教的思想が根強く生きている」（一六六ページ）点があると、レポート中でおそらく唯一「文化的背景」に言及している。

P・ペトリは、このような評価が当てはまるのは日本・韓国・台湾だけではないかと述べ、佃近雄も、これはやや過大評価で、程度の問題ではないかと疑問を呈している。⁽²¹⁾ 筆者もそのような限定をつけるべきだと思うし、日本についても、二〇世紀初頭に東京帝国大学法学部出身者に独占される形で形成された近代官僚制と「儒教的思想」⁽²²⁾との関係について断言しかねる。ただ、以上を前提にした上で、大筋としてはレポートの評価を否定する気はない。

なお、コンテストのレフェリーとして、店舗行政などの金融行政における日銀の例がしばしばあげられているが、これらの権限は行政府たる大蔵省にあり、誤解である。

2 審議会制度の効用

第二にレポートは、日本↓韓国↓マレーシアと伝播された審議会方式を高く評価する。

審議会は、政府（官僚機構）と一定の範囲の民間企業や業界団体代表を基本的な構成員とする会合であり組織である。そこでは企業間、業界間、あるいは官民の間で情報交換が行なわれ、共通の目標のための協調に向けた調整が図られる。たとえば成長率の見通しが検討されて民間諸主体の行動決定の共通素材が提供されたり、産業構造の将来像が議論されてプラスの外部性をもつ産業の優先的育成に合意がとりつけられたり、規模の経済性をもつ産業に適合的な集約化が合意されたり、共倒れ回避のための協調が図られたりする。このような点で効率的な運営ができる可能性がある。また、利害関係構成員には原則として公平にオープンとされているから、個別のロビイングを通したレントシーキングが行なわれる不透明なシステムと比べて健全でもある。——このようにモデル化されている。

右のような側面があるのは事実である。しかし、モデル化に伴ってやや美化されすぎていよう。まず、ここに描かれているイメージはたとえば産業構造審議会のような場合であるが、審議会にはそれだけでない多様な種類がある。

そして、しばしば指摘される審議会の陰の側面がほぼ無視されている。それは「政（政治家）・業（業界・企業）・官（官僚）の鉄のトライアングル」などと呼ばれる。すなわちこの組織はインサイダー（参加している利害関係者）内部に対してはオープンであるが、その外部——たとえば外国企業などの潜在的参入希望者や消費者とその利害——は無視される。彼らにとっては、誰に対しても明快なルールがない状態のもとで、密室で裁量的に利害配分が決定され、しかもその体制が固定化されてしまっている。こうした問題を代表的に示しているのが、非貿易部門の性格が強く消費者もオミットされているため、もっぱら国内業界大手メンバーの利害に沿って固定しがちな運輸、建設、通信・放送な

どの分野であろう。これらではスキャンダルも頻発する傾向にある。

こうした側面も認識されるべきであり、透明性、公正性、明示的ルールといった基準がこんにち強く求められている点を述べるべきだと考える。

六 「文化的背景」の問題

最後に、東アジア地域の発展には何らか共通の「文化的背景」があるのか、あるとすれば何かという問題を取りあげよう。

これは興味深く、また重要でもあるが、経済学的な枠組みでは扱いにくい問題でもある。この問題はもともと、数量的あるいは制度的な事実によって客観的に検証することがきわめて困難な領域に属している。困難はさらに次のような事情によって加重される。すなわち、経済発展と文化的背景の関係についての古典が M. Weber の『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』であり、東アジアの場合にはプロテスタンティズムにかわって儒教の影響が問題にならざるをえないことは、おそらく広く認められよう。ところがヴェーバーの主張も、儒教の影響についての最近の議論も、ともに実は宗教なり「一社会のエートス」と経済発展の関係を、単純に直接的なものとして説明してはおらず、そのためこれらの仮説は、現実との対比検証をさらに重層的にすることを要求するからである。

1 古典としての M・ヴェーバーの議論

まず古典としてのヴェーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』では問題をどのように扱っているかを確認しよう。

それが、《天職意識・勤儉といったプロテスタンティズムのエートスが、西欧における近代資本主義の成立の精神面での基盤要因となった》と大要述べていることはよく知られている。しかしヴェーバーの論旨はきわめてしばしば誤解されているのであって、真実には彼は宗教的倫理と経済発展の関係を、中間項をいくつか含んだ間接的なものとして述べていることが最大限に強調されなければならない、と大塚久雄は解説する。⁽²³⁾ たしかに、テキストには次のようなことが主張されていると読みとることができる。

……現世的な経済的利益、あるいはそれをもたらすことになる行動や生活パターンに対して、キリスト教の各派がどのような関係をもったか（態度をとったか）は、国・地域や時代によって必ずしも同一ではない。また、いったん資本主義が確立してしまったあとでは、そのような行動・生活のあり方はもはや個人の性向の問題を超え、社会のシステムがいわば物理的に強制するものとなる。⁽²⁴⁾ したがって問題は、近代資本主義の成立に直接に先立つ時期のヨーロッパおよび北アメリカにおいて、仕事への没入を生み出すような社会的規律の空気は何によって生じたのか、に限定される。その答えは、天職義務（Berufspflicht）の観念をもち厳しい規律を要求するプロテスタンティズムの影響に求められる。……

ここから次のような含意を引き出し展開することが許されよう。

第一に、ヴェーバーは、プロテスタンティズム——その教義や組織はもちろん倫理面の内容でさえ——が経済発展の精神的な基盤要因となるということを、普遍的あるいは反復可能なものとして主張してはいない。ある時代の一定地域についてみられた個別的な歴史的事実であるとしているにすぎない。

第二に、宗教（やその種の存在）と経済発展とは直接に結びつかない。西欧でのプロテスタンティズムの事例においてさえも、両者の関係は間接的であり複雑である。すなわちプロテスタンティズムそのものは、厳しい規律だけでな

く(営利主義と対立するような)清廉さを要求したのであり、それが精神的集中・労働意欲・組織的規律といった中間項の媒介をへて、結果的には無制限の営利追求を原理とする近代資本主義の基盤要因になったという「逆説的」な関係すら示しているのである。

そして第三に、ヴェーバーが問題にしているものは、(a)市場経済の機能化の前提となる人間の行動パターン、今日の経済学の枠組みでいえば人々の選好(Preference)のあり方——どのような効用の無差別曲線を有しているか——であり、さらに彼の意図をより正確に言えば、(b)そうした選好・行動パターンをもたせるに至る社会的基盤である。⁽²⁵⁾ 次のような例があげられている。出来高賃金制のもとで賃金率を引き上げることによって、企業家は労働供給(労働時間)の増加を期待したのに対し、労働者は一定の収入が得られればよいとして労働供給を減らすという事例が、近代への過渡期には一般にみられた。この「伝統主義」的な態度こそ、「近代資本主義が、人間労働の集約度を高めることによってその生産性を引き上げるといふ仕事を始めたとき、到る所でこのうえもなく頑強に妨害しつづけた」ものであり、逆にいえば「どうすればできるだけ楽に、できるだけ働かないで、しかもふだんと同じ賃銀がとれるか、などということを絶えず考えたりするのではなく、あたかも労働が絶対的な自己目的——Beruf(天職)——であるかのように励むという心情が一般に必要な」であつた、と。⁽²⁶⁾

なおここで注意しておくべきなのは、右の(a)と(b)の両対象事項の間の差異である。(a)は実際の行動という結果から一定でいど把握・検証が可能であるのに対して、それは(b)についてはきわめて困難であり、推測的評論とというようなものしか期待できそうにない。おそらく(a)では、ほとんどすべての場合について、何らかの目的最大化を行動原理として仮定してよいであろう。ただこの「目的」(何をもちて満足と感じるか)は一律ではなく、幅のあるものと考へておかなければならない。そして最大化の対象を、数量的に捉えやすい狭い意味での経済的満足に限った場

合でも、たとえば消費の効用や労働の不効用の評価、現在と将来の相対的重視度（時間選好率）などがどのようなものであるかによって行動の選択が異なってくる。そうした一定の選択パターンの集合が一つの経済システムの前提条件となるのである。この問題にはすぐあとで立ち返るであろう。

2 儒教の影響について

次に東アジアにおける儒教文化の影響について、この問題を正面から取り扱っている金日坤^{ナム・イルゴン}（韓国）の『東アジアの経済発展と儒教文化』（大修館書店、一九九二年）を素材にして考えよう。金の主張も、各部分をとれば明快であるが、全体としては複雑である。つまり、ある部分では儒教ないし儒教文化と経済発展とをかなり直接に（単純に）結びつけているのに対して、他の部分では留保的な中間項を置いて慎重に扱っている（この点では論旨に一貫性を欠く）。

直接的な説明を行なう部分の論旨は次のようである。——儒教の古典における主な教義は、天地・自然と人間の調和、徳治主義の政治と社会組織原理、忠孝一致など家族集団主義の倫理、農本主義的経済観であるとまとめることができる。この中にはヴェーバーにおけるプロテスタンティズムの倫理、特に天職義務の観念に相当するものが含まれている。たとえば『中庸』における天命（性）、率性（道）、修道（教）の観念である。天命によって各個人に備わった特性に率（従）って仕事をし、特性に素質を最大限に開発するのが道であり、この修道が同時に教であるという考え方は、勤勉の規範や教育の重視を生み出す。なお金は、儒教を基盤とする近代化が生み出す社会システムは、西欧型のそれとは異質な「もう一つのあり方」であると主張できるだけでなく、より優れた面をもつとも記している。

これに対して、留保的な説明を行なう部分では、右のような儒教基盤説に対して行なわれている（または予想される）批判にこたえる形で、次のことが述べられている。

第一に、儒教の影響は東アジア地域全体にみられるのかという批判についてである。東南アジアの宗教分布をみると、シンガポールと香港は儒教圏といってもよいが、フィリピンのカトリック、マレーシア・インドネシア・ブルネイ等のイスラム、タイの仏教というように多彩であり、HPAESに属す非儒教国もある。北東アジアについても、日本ではすべての宗教が微弱か形式化しており、韓国では最も儒教の影響が強い一方、キリスト教も有力である。以上に対しては次のように反批判がなされる。①東南アジアの非儒教HPAESにも華僑という存在があり、彼らが経済面で大きな影響力をもっている。②それら諸国には、日本、ついで「四頭の虎」の儒教圏から、経営システムをはじめ多くの要素が流れ込んでいる。この「伝播効果 (spread effect)」を含めて儒教基盤説を評価すべきである（伝播されるものを受容しうる基盤があったことも儒教の影響だと読みとれる記述もあるが、論旨不明瞭である）。

第二に、東アジアが高成長を開始した比較的最近に至るまでの長期にわたり、儒教はむしろ発展抑止的に作用したのではないかとする批判についてである。これに対して金は、ヴェーバーと同じように、教義そのものが重要なのではなく、その産物である社会的規範の一部が発展の基盤になるのだと答える。儒教の教義全体をみれば硬直的で反革新的な側面も少なからず含まれ、かつては現にその面が支配的に作用した。そして日本では開国と明治維新、その他の国では第二次大戦の終結を契機に、旧秩序が破壊されて発展抑止的な部分が除去される一方、発展適合的な規範・規律・道徳の部分が独自の型の高成長に向けて開放された、と主張する。これと関連し、ヨーロッパで封建制の辺境から近代化が始まったと同様、硬直的な旧儒教体制が緩んでいたがゆえに日本の発展が先行した面があるとして、いわば「周辺先行説」的な展望も述べている。

3 「文化的背景」の取り扱い方

以上のように、宗教的なものと急速な経済発展の関係について、古典的な議論と東アジア・儒教をめぐる最近の代表的な議論とはいずれも、両者を単純で直接的な因果関係として結びつけてはならず、慎重に取り扱っている。そのことは同時に、必ずしも前後との関連が自明とはいいがたい多くの中間項を置く、間接的で重層的な説明をもたらし、客観的な検証をますます困難にした。

この困難な領域を研究することにはもちろん意味がある。また筆者も東アジアにおける儒教文化の影響を全否定するものではなく、なんらかの意味と程度において存在すると思う。しかし、同じく儒教といっても、日本ではすでに江戸時代に、等価交換と契約を重視する、内容において反儒教的で商品経済適合的な海保青陵かいほせいりょうらの経世論が影響力をもっていたことをはじめ、同時代の韓国の厳格な礼学儒教の支配とは異なって、儒教自体が実証主義的・合理主義的な傾向を含んでいた点を強調する議論もある⁽²⁷⁾。おそらく理念的基盤については、右のような歴史的(思想史的)研究と、アンケートや実験を用いた現時点での思考・行動の特性に関する社会学的あるいは心理学的研究が必要とされよう。

しかし筆者の考えでは、経済発展の要因分析という当面の課題全体にとって、それは本質的に重要ではない。さきのヴェーバーについての項における「中間項」または「(a)」の次元——いいかえれば市場経済の機能化の前提となる人々の選好のあり方・行動のパターンの存在——が確認されれば、さしあたり足りる。そして日本について結果的にいえば、資本家(出資型・資産家型経営者)、専門的経営者、中間的管理層、労働者、自営業者等のいずれにおいても、また彼らによって組織される機構の作動においても、近代経済発展にとって重大な障害となるような特性は示されなかったのである。

注

- (1) The International Bank for Reconstruction and Development, *The East Asian Miracle: Economic Growth and Public Policy—A World Bank Policy Research Report*, Oxford University Press, 1993, 白鳥正喜監訳『東アジアの奇跡——経済成長と政府の役割』東洋経済新報社、一九九四年。
- (2) 白鳥正喜「世界銀行レポート『東アジアの奇跡』をどう読むか(上・下)」、『ESP』(経済企画庁)一九九四年一・二月号、および前掲書・邦訳版「監訳者あとがき」。
- (3) 佃近雄「東アジアの経済的成功の性質及び原因の理解——折衷的アプローチ」、小宮隆太郎・山田豊編『東アジアの経済発展』東洋経済新報社、一九九六年、一八ページ。
- (4) たとえば石崎唯雄『日本の所得と富の分配』東洋経済新報社、一九八三年、石川経夫編『日本の所得と富の分配』東京大学出版会、一九九四年。
- (5) Paul Krugman, "The Myth of Asia's Miracle," *Foreign Affairs*, Vol. 73, No. 6, November/December 1994.
- (6) ピーター・A・ペトリ『東アジアの奇跡』をもたらししたもの、小宮・山田編、前掲書、四六ページ。
- (7) 白鳥・前掲「世界銀行レポート『東アジアの奇跡』をどう読むか」。
- (8) 佃・前掲論文、二二〜二二ページ。
- (9) 朴宇熙「第一章に関する論評」、小宮・山田編、前掲書、三二ページ。
- (10) ペトリ・前掲論文、五一ページ。
- (11) 白鳥・前掲「世界銀行レポート『東アジアの奇跡』をどう読むか(下)」、七九ページ。
- (12) 香西泰「高度成長期の経済政策」、安場保吉・猪木武徳編『高度成長』(日本経済史8)岩波書店、一九八九年。
- (13) 香西「高度成長への出発」、中村隆英編『計画化』と「民主化」(日本経済史7)岩波書店、一九八九年。
- (14) 簡便には伊藤修「戦後日本の経済統制——経過と直面した問題点」、『NIRA政策研究』Vol. 8 No. 7、一九九五年七月。
- (15) 渡辺利夫編『概説韓国経済』有斐閣、一九九〇年。
- (16) 南亮進『日本の経済発展』東洋経済新報社、一九八二年(第二版・一九九二年)。
- (17) 戦後日本の政策介入の全体像については香西泰の前掲論文が簡潔で優れたサーベイである。
- (18) たとえば鉄鋼業が輸入代替政策の事例にあたる。当時の条件下では、静態的な国際分業の観点からすれば銑鉄は輸入して当

然であったが、その自給化が重要だと考えられ、一九四〇年代初頭に自給が達成される。伊藤修「製鉄」、西川俊作・尾高煌之助・斎藤修編著『日本経済の二〇〇年』日本評論社、一九九六年、参照。

(19) この点については伊藤修「日本開発銀行」、大蔵省財政史室編『昭和財政史——終戦から講和まで・第一三卷』東洋経済新報社、一九八三年、参照。

(20) 朴・前掲論文、三一ページ。

(21) 両者とも前掲論文。

(22) 石井寛治『日本経済史(第二版)』東京大学出版会、一九九一年、一七一〜一七二ページ。

(23) Max Weber, *Die Protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus*, 大塚久雄訳『プロテスタントイズムの倫理と資本主義の精神』岩波文庫、一九八九年、収録の大塚「訳者解説」。

(24) このように書かれている。「現在の資本主義が存続しうるための条件として、その個々の担い手たち、たとえば近代資本主義的経営の企業家や労働者たちがそうした倫理的原則を主体的に習得していなければならぬ、ということでもない。今日の資本主義的経済組織は既成の巨大な秩序界であって、個々人は生まれながらにしてその中に入り込むのだし、個々人……にとっ

ては事実上、その中で生きねばならぬ変革がたい鉄の檻として与えられているものなのだ。誰であれ市場と関連をもつかぎり、この秩序界は彼の経済行為に対して一定の規範を押しつける」(Weber前掲書、邦訳五一ページ)。

(25) このような領域を「風土」という言葉で表現し、その重要性を強調するとともに各国の豊富な事例をあげて鋭く観察・比較しているものに竹内宏『民族と風土の経済学』角川文庫、一九八四年、がある。

(26) Weber前掲書、邦訳六五〜六七ページ。

(27) 猪木武徳「経済政策思想」、西川俊作「スパートと高度成長」、ともに西川・尾高・斎藤編、前掲『日本経済の二〇〇年』。